

育児休業手当金について お知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。



支給期間

原則として「子の1歳の誕生日の前日」まで*支給されます。

※特別の事情に該当する方は、最長2歳に達する日の前日まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続きについては注意が必要です。

パパ・ママ育休プラス

父母共に育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲*で、子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。

※母については、出産日および産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年を超えない範囲となります。

支給額

給付は月単位で行います。各月の休業実績を確認した上で、翌月に支給します。

各月の
給付額

標準報酬月額
標準報酬月額 $\frac{1}{22}$
(10円未満四捨五入)

×

給付率**1

67% (180日目まで)
または
50% (181日以降)

×

支給日数

土・日を
除いた日数**2

※1 暫定措置として支給率が引き上げられています。(40%→67%または50%)
※2 年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。

請求方法

手当金は請求に基づき支給されます。給付要件に該当される方は所属所を通して「**育児休業手当金請求書**」をご提出ください。また、**育児休業の承認期間が変更された場合は「育児休業手当金変更請求書」**のご提出をお願いします。

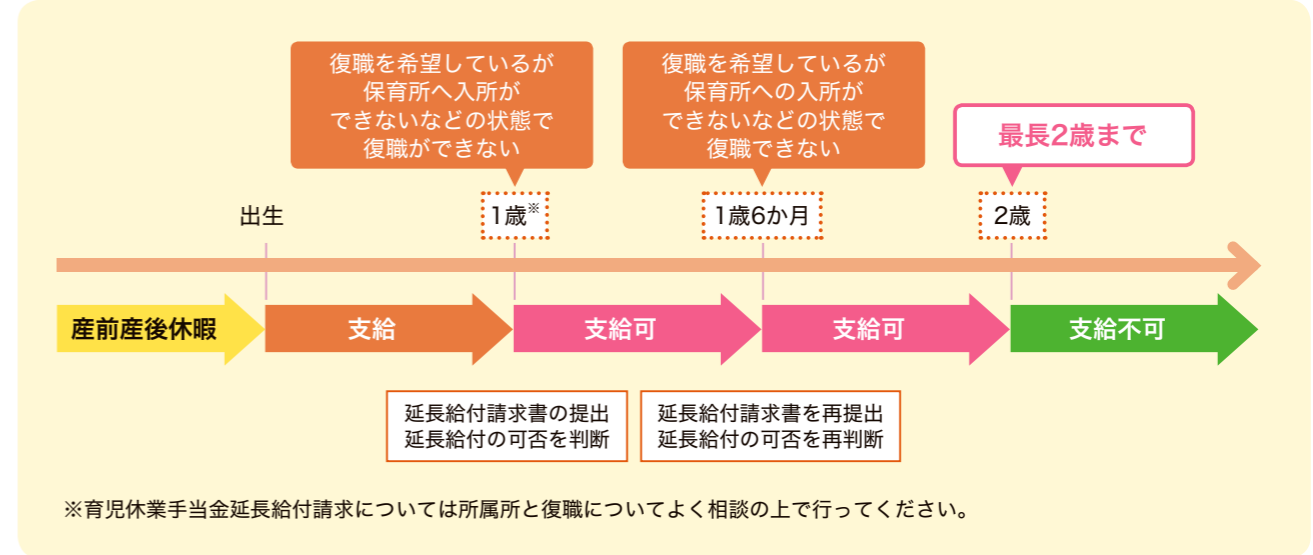
⇒ 詳細は「福利厚生ハンドブック(平成28年1月)」P73からの育児休業手当金のページをご覧ください。

育児休業手当金の 延長給付について

当該子が1歳に達する日(パパ・ママ育休プラス制度を利用されている方は子が1歳2か月に達する日の前日)に保育所へ入所できないなどの総務省令で定める要件に該当する場合には、育児休業手当金が最長で子が2歳に達する日の前日まで請求をすることができます。



■育児休業手当金延長給付のイメージ



請求する場合、**子が1歳に達したときと1歳6か月に達したときに**、育児休業手当金延長給付請求書に必要な書類を添付して請求を行う必要があります。育児休業手当金の延長給付に関する要件が保育所の事情などによる場合には、自治体が発行する入所不承諾通知書等を添付する必要があります。

保育所などの事情を要件として延長給付を請求した場合、保育所への入所が可能だったにもかかわらず、保育所への入所を取下げた場合や保育所の入所希望取り下げを行っていた場合には、子が1歳以降に支給した育児休業手当金を全額返還していただきます。

2歳までの育児休業手当金延長給付は、子が1歳に達する日に総務省令で定める要件に該当する場合のみです。総務省令で定める要件については「福利厚生ハンドブック(平成28年1月)」P73を参照してください(公立学校共済組合東京支部ホームページにも福利厚生ハンドブックを掲載しております。)

請求する前に、要件をよく確認してみてくださいね!

